



第96回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

帝国ホテル 光の間（本館中2階）
東京都千代田区内幸町1-1-1

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主様におかれましては、極力、スマートフォン・パソコン等によるインターネットまたは書面により事前に議決権行使いただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会会場の席数に限りがございます。ご来場いただきましてもお席にご案内できない場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、株主様へは株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ご利用ください。

株主総会のお土産はご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

ブルドックソース株式会社

証券コード：2804

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、罹患された皆様やご家族の皆様にご挨拶とお見舞い申し上げます。また、医療に携わる方々をはじめ、感染拡大防止にご尽力されている皆様へ心より敬意を表します。

さて、第96回定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当事業年度は、2021年1月14日に当社株式が東京証券取引所市場第一部銘柄に指定され、第10次中期経営計画「B-UP120」（2020年度～2022年度）の初年度にふさわしい記念すべき年となりました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、多くの方々のご支援、ご協力の賜物であると心より感謝申し上げます。

今後も、「自然の恵みのおいしさで食の幸せを世界に広げていく」ことを当社グループの社会における存在価値として、より一層積極的な企業活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役 社長執行役員
石垣 幸俊

株 主 各 位

証券コード2804
2021年6月4日

東京都中央区日本橋兜町11番5号

ブルドックソース株式会社

代表取締役
社長執行役員 **石垣 幸俊**

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止のために、株主様には可能な限りインターネット等または書面による議決権の事前行使をいただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、書面による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、議決権の事前行使をいただく際には、可能な限りインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

インターネット等または書面により議決権を行使いただける場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、4頁から5頁のご案内に従って、**2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1-1-1
帝国ホテル 光の間（本館中2階）
（末尾のご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- | | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 報告事項 | 1. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| | 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以上

-
- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会にご出席いただけない場合でも、定款の定めにより議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使していただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

〈株主様へのお願い〉

- ・新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
 - ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方はご来場をお控えください。ご来場いただきましても、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を制限して運営を行います。満席となりました場合は、株主様のご入場をお断りする場合がございます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bulldog.co.jp/>) より発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
 - ・ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
 - ・会場内には株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
 - ・株主総会のスタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bulldog.co.jp/>) に掲載いたします。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトをお必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- ◆株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bulldog.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◆インターネットライブ配信について
当日は、インターネットによるライブ配信を実施いたします。ご出席株主様のプライバシーには可能な限り配慮いたしますが、質疑等の際には、やむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございますので予めご了承いただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権行使をされる場合



インターネット等による議決権行使

次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時到着分まで

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

■ 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時入力分まで

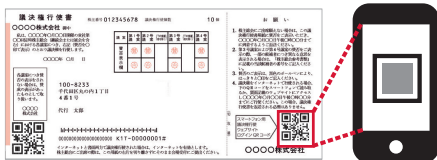
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

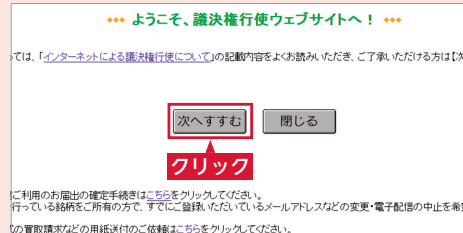
日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 | 午前9時～午後9時 土曜・日曜・祝日も受付

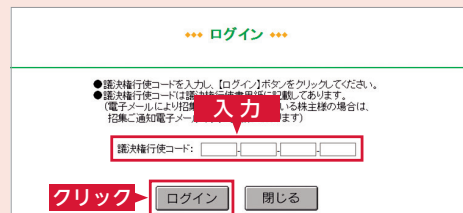
パソコン向けサイトのアクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



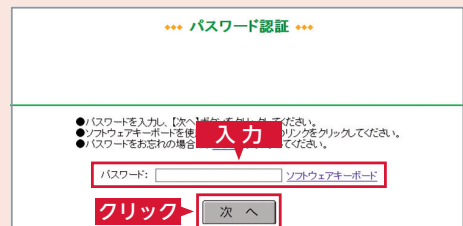
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会インターネットライブ配信のご案内

1. 配信日時

配信日時	2021年6月25日（金）午前10時から
------	----------------------

※議長席及び役員席付近のみを映した映像となりますが、質疑等の際には、やむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございますので、あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。

2. パソコン、タブレットまたはスマートフォンからのアクセス方法

下記のURLまたはQRコードから株主総会のページにアクセスし、IDとパスワードを入力してください。

URL	https://v.srdb.jp/2804/2021soukai/
-----	-------------------------------------------------------------------------------------

ID	株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）
----	---------------------------

パスワード	郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要）
-------	------------------------------------

※議決権行使のパスワードとは異なりますので、ご注意ください。

ライブ配信
視聴用QRコード



3. ご視聴に関する注意事項とお願い

- 本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等ではできません。あらかじめご了承いただき、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ご視聴に伴う通信料金等は株主様のご負担となります。
- ご利用の機器や通信環境によっては、映像や音声に不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信のご視聴は、株主様本人のみに限定させていただいております。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ライブ配信の写真撮影、録音、録画等の行為及びSNS等への無断公開は固くお断りいたします。
- ライブ配信画面に接続できないなどのトラブルが発生した場合は、以下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

<ライブ配信のID及びパスワードに関するお問い合わせ窓口：株主名簿管理人 日本証券代行株式会社>

☎：0120-707-843

受付期間：招集ご通知ご到着から株主総会当日まで 平日 午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

<ライブ配信の接続等に関するお問い合わせ窓口>

☎：0120-010-270

受付期間：株主総会当日 午前9時30分～午前11時30分まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、会社の業績や財務状況に加えて、将来の事業展開及び中長期的な事業の継続的成長のための適切な内部留保と継続的、安定的な配当を維持するという基本方針から総合的に判断した結果、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 17円50銭 配当総額 237,874,525円 これにより、2020年12月にお支払いしております中間配当金（1株につき金17円50銭）と合わせた年間配当金は、1株につき金35円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。つきましては、取締役3名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、各候補者とも当社の取締役の選任方針・基準に従い適正に選定されているため、特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	いし がき ひさ とし 石垣 幸俊	代表取締役 社長執行役員	再任	13/13回 (100%)
2	さ とう こう いち 佐藤 貢一	取締役 常務執行役員 生産体制再構築プロジェクト委員長	再任	13/13回 (100%)
3	すず き さと こ 鈴木 智子	社外取締役	再任 社外 独立	13/13回 (100%)

候補者
番号

1

いしがき ひさとし
石垣 幸俊 (1954年7月4日生)

再任

所有する当社株式の数
31,100株取締役会 出席状況
13/13回
(100%)

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年10月	当社入社	2011年6月	当社専務取締役
2000年4月	当社マーケティング室長	2017年4月	当社代表取締役社長
2000年6月	当社取締役マーケティング室長	2018年4月	当社代表取締役社長執行役員
2001年4月	当社取締役経営企画室長	2019年4月	当社代表取締役社長執行役員 品質管理部担当
2005年9月	当社取締役	2020年4月	当社代表取締役社長執行役員 現在に至る
2008年6月	当社常務取締役		

▶ 重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 代表取締役社長

取締役候補者
とした理由

石垣幸俊氏は、2005年から当社の中核子会社となった関西の老舗ソースメーカーであるイカリソース株式会社の代表取締役社長を務めており、また、2017年4月からは当社代表取締役社長としてグループ全体を統括し、グループ経営者としての豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

さとう こういち
佐藤 貢一 (1955年11月27日生)

再任

所有する当社株式の数
22,000株取締役会 出席状況
13/13回
(100%)

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	当社入社	2018年4月	当社取締役常務執行役員 総務人事部担当兼経理財務部担当兼 経営企画室長
2000年4月	当社マーケティング室経営企画部長	2018年6月	当社取締役専務執行役員 総務人事部担当兼経理財務部担当兼 経営企画室長
2001年4月	当社商品開発部長	2019年4月	当社取締役専務執行役員 経営企画室担当兼総務人事部担当兼 経理財務部担当兼海外事業推進室長
2003年4月	当社総務部長	2019年10月	当社取締役専務執行役員 総務人事部担当兼経理財務部担当
2006年7月	当社執行役員総務部長	2020年4月	当社取締役常務執行役員 生産体制再構築プロジェクト（専任）
2007年6月	当社取締役経営企画室長	2020年6月	当社取締役常務執行役員 生産体制再構築プロジェクト委員長 現在に至る
2011年6月	当社常務取締役経理財務部担当兼 経営企画室長		
2016年4月	当社常務取締役経理財務部担当兼 総務人事部長		
2017年4月	当社常務取締役経理財務部担当兼 経営企画室長		

取締役候補者
とした理由

佐藤貢一氏は、商品開発部門、総務人事部門、経営企画部門や海外事業部門の要職を歴任し、幅広い専門知識と豊富な業務経験と実績を有しており、2020年4月からは当社グループ全体の生産体制の再構築を担当し、現在は委員長としてプロジェクトを推進しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

すずき さとこ
鈴木 智子 (1973年11月22日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
一株

取締役会 出席状況
13/13回
(100%)

社外取締役在任期間
2年

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1996年10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
公認会計士登録
2003年 9月
2005年 8月 鈴木智子公認会計士事務所開設代表(現在)
2006年 3月 税理士登録
2006年 7月 特定非営利活動法人プラネットファイ
ンズジャパン(現特定非営利活動法人ボ
ジティブプラネットジャパン) 監事(現在)

2010年 9月 特定非営利活動法人まちづくり情報
センターかながわ監事(現在)
2012年 9月 特定非営利活動法人NPO会計税務
専門家ネットワーク理事
2015年 7月 いちごホテルリート投資法人監督役員
(現在)
2019年 6月 当社社外取締役
現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

鈴木智子公認会計士事務所 代表
特定非営利活動法人ポジティブプラネットジャパン 監事
特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ 監事
いちごホテルリート投資法人 監督役員

社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割

鈴木智子氏は、公認会計士事務所や特定非営利活動法人での業務及び会計の監査、そして投資法人での職務執行の監督経験などを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を有しております。同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これまで培ってきた経験を活かした経営に対する様々な助言及び提言を期待しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木智子氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の戸籍上の氏名は、宮村智子であります。
3. 当社は、鈴木智子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結しております。当社は、同氏が社外取締役に再任された場合には、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、鈴木智子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失の一部を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当社は、同氏が社外取締役に再任された場合には、上記補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 鈴木智子氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2020年6月25日開催の第95回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役宮本克己氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>く の り か ず お 九 里 和 男 (1956年1月8日生)</p>	<p>1974年4月 国税庁入庁 2009年7月 萩税務署長 2014年7月 東京国税局調査第一部位次長 (特別国税調査官担当) 2015年7月 京橋税務署長 2016年8月 税理士登録 2016年8月 九里和男税理士事務所開設 代表 2020年6月 株式会社インプレスホールディングス 社外監査役 現在に至る</p>	<p>一株</p>

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

九里和男氏は、長年にわたり、税務及び経理業務の経験と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。同氏は、社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の専門的知見及び経験に基づき、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 九里和男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 九里和男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 九里和男氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。九里和男氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 九里和男氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、同氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

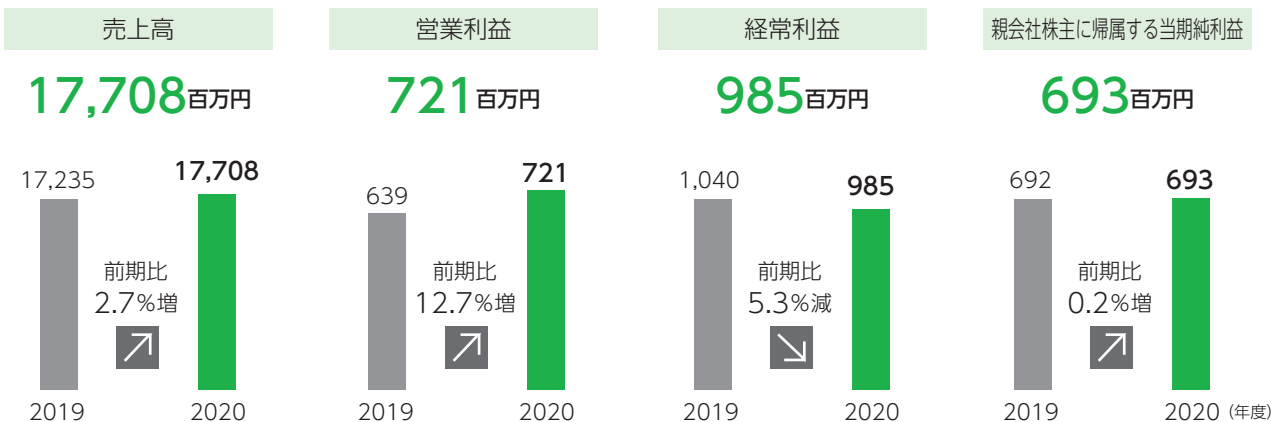
(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは2022年の創業120周年を機に新たなステージ（海外への展開と事業領域の拡大）に向けグループを磨き上げるため、第10次中期経営計画「B-UP120」（2020年度～2022年度）を策定しました。グループ力・社員力の最大化を目標に、以下の3つの基本方針

- ①資本・財務戦略Brush Up（資金循環の活性化）
 - ②生産体制Brush Up（生産性向上に向けた大型投資）
 - ③マーケティングBrush Up（未開拓・手薄領域へのチャレンジ）
- を定め、取り組んでおります。

その中期経営計画「B-UP120」の初年度にあたる当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、事業活動の制限及び自粛が長期化いたしました。国内における外食市場は縮小する一方、内食需要が拡大し、家庭内の調味料類の使用量は継続的に増加いたしました。

このような状況の下、当社グループは業務全般にわたる生産性の向上を図り、経費の削減等に努めてまいりました。社員力を最大限に発揮するための働き方改革では、育児や介護と就労を両立させるため、短時間正社員制度の改定や育児・介護休業に関する規程の改定を行うとともに、押印廃止やペーパーレス化の推進、関係会社管理規程の見直し等を行い生産性向上に努めてまいりました。



マーケティング面では、新型コロナウイルス感染防止によるイベント自粛継続等の為、リモートによるオンライン料理教室、オウンドメディアサイト開設の取り組みによりダイレクトウェブコミュニケーションを強化しました。また、ソース離れが進む若年層へ向け、「ソース嫌いが好きになる<スツキリ旨い>がソースの新常識」という全く新しいコンセプトの新商品「ブルドック」ソース500g」を発売いたしました。さらに、ブルドックソース、イカリソース、サンフーズ3社のブランドを全国に拡大するための「1セールス3ブランド」政策を強化し、グループのソース需要の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前期比2.7%増の177億8百万円となりました。ソース類（ウスター・中濃・とんかつ・専用他）は前期比6.6%増の114億7千8百万円、ドレッシング類・たれ・ケチャップは前期比1.9%増の29億3百万円と好調に推移いたしました。業務用商品は、テイクアウト・デリバリー向け商品の提案、惣菜メニューの提案等、新規得意先・新規商品の積極的な営業活動をしたものの市場環境は厳しく前期比8.0%減の33億2千6百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は減価償却費、新商品発表会等のマーケティング費用、新型コロナウイルス感染防止対策費用の増加はあったものの、増収効果及び業務の生産性向上による経費削減等により前期比12.7%増の7億2千1百万円、経常利益は投資有価証券売却益の減少、生産体制再構築に係る資金調達費用（シンジケートローンに係る費用）等により前期比5.3%減の9億8千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比0.2%増の6億9千3百万円となりました。

さらにコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化を目的に社内体制の改革を進め、投資家の皆様に当社グループの価値を広く認識していただくため、当社株式の東京証券取引所市場第一部銘柄への指定を申請し、2021年1月14日に承認されました。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は6億6千3百万円となりました。

主に、当社鳩ヶ谷工場、館林工場及びイカリソース株式会社西宮工場における製造設備の更新に係るものです。

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、重要な資金調達を行っておりません。

(4) 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、ソースは食の魅力を最大限に引き出す自然の恵みを活かした調味料であると考えております。ソースですべてのお客様に「自然の恵みのおいしさで食の幸せを世界に広げていく」ことこそが当社グループの社会における存在価値と考え、企業目的としております。その企業目的を果たすために「幸福感を味わえる商品の提供」を経営理念とし「お客様やそのご家族が毎日元気で暮らすこと」が、当社グループが果たすべき使命と考えております。

2. 対処すべき課題等

(1) 中長期的に対処すべき課題

前述の「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」でも記載いたしましたように当社グループは第10次中期経営計画「B-UP120」を策定しており、その最終年度である2022年度における連結経営目標、売上高180億円、営業利益8億円、経常利益15億9千万円、親会社株主に帰属する当期純利益10億9千万円、そしてEBITDA16億円を目指しております（「収益認識に関する会計基準」適用前の数値で記載しております）。

中期経営計画の初年度である2020年度は、家庭用市場における売上は順調に推移いたしましたが、その反面、マーケティングBrush Upにおいて重点戦略としております業務用商品の拡販及びドレッシング類市場の強化の進捗が遅れ、中期的に対応すべき課題となっております。この課題については次年度の当社グループの事業計画における重要課題として取り組んでまいります。

生産体制Brush Upにおきましては、当社グループの最適な生産体制の構築のため生産性の向上や環境負荷の低減、就労環境の改善などを目指し、現在基本実施設計に取り組んでおり、2023年度中の完成及び操業開始を予定しております。

(2) 短期的（次年度）に対処すべき課題

2021年度は中期経営計画「B-UP120」の2年目となります。その事業計画の重要課題として上記の中長期的に対処すべき課題を踏まえ、

- ①マーケティングBrush Upでは、テイクアウト・デリバリー向けの商品の拡充による業務用商品の売上拡大、付加価値を加えた商品の拡充とファン獲得のためのプロモーションの実施によるドレッシング類の売上拡大、また家庭用商品におきましては「ブルドック」ソース」の消費者

向けプロモーションの実施と他の調味料とのコラボレーション推進によるソース使用量の増加

②資本・財務戦略Brush Upでは資金循環の活性化

③生産体制Brush Upではグループ調達の推進による原材料費の削減と生産体制再構築を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変化及び市場の変化は当面の間続くものと思われませんが、その変化に機敏に対応しつつ経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第93期	第94期	第95期	第96期
	(2017年4月から 2018年3月まで)	(2018年4月から 2019年3月まで)	(2019年4月から 2020年3月まで)	(当連結会計年度) (2020年4月から 2021年3月まで)
売上高 (百万円)	16,791	17,010	17,235	17,708
経常利益 (百万円)	1,254	1,020	1,040	985
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	883	773	692	693
1株当たり当期純利益 (円)	131.03	57.69	51.63	51.71
総資産 (百万円)	27,405	26,028	25,830	26,805
純資産 (百万円)	20,272	20,018	19,809	20,545
1株当たり純資産額 (円)	3,023.00	1,492.61	1,477.00	1,530.31

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株について2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、第94期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
イカリソース株式会社	350,000	100.0	ソース類の製造販売
株式会社Bullフーズ	30,000	100.0	ソース類の製造販売
サンフーズ株式会社	20,000	100.0	ソース類の製造販売

(7) 主要な事業内容

ソース類の製造販売

(8) 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の事業所及び工場

本 店 東京都中央区

支 店 海外事業推進室・業務用推進部・首都圏販売部 (東京都中央区)、
札幌 (北海道札幌市)、仙台 (宮城県仙台市)、
関東 (栃木県宇都宮市)、名古屋 (愛知県名古屋市)、
大阪 (大阪府大阪市)、福岡 (福岡県福岡市)

工 場 鳩ヶ谷 (埼玉県川口市)、館林 (群馬県館林市)

② 重要な子会社の事業所及び工場

イカリソース株式会社

本 店 兵庫県西宮市 (本社事務所 大阪府大阪市)

工 場 西宮 (兵庫県西宮市)

株式会社Bullフーズ

本 店 東京都中央区

サンフーズ株式会社

本店・工場 広島県広島市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
ソース類製造販売事業	249	7 (増)
全社 (共通)	67	1 (減)
合 計	316	6 (増)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221名	1名増	42.1才	15.3年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社三井住友銀行	290,000
株式会社日本政策金融公庫	74,000
広島信用金庫	64,198
日本生命保険相互会社	60,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式総数 13,954,880株 (自己株式数362,050株を含む。)
- (3) 株主数 9,900名
- (4) 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
興和株式会社	720	5.30
ブルドック持株会	648	4.77
佐藤食品工業株式会社	467	3.44
日本生命保険相互会社	441	3.25
凸版印刷株式会社	427	3.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	392	2.89
養命酒製造株式会社	372	2.74
株式会社福岡銀行	372	2.74
第一生命保険株式会社	347	2.56
日新製糖株式会社	293	2.16

- (注) 1. 当社は、自己株式を362,050株保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式 (362,050株) を控除して計算しており、小数第3位を四捨五入して表示しております。
 4. 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、上記持株比率の算定上、控除しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	9,500株	1名

- (注) 役員報酬BIP信託における退任取締役1名に対する交付であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石垣 幸俊	イカリソース株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	佐藤 貢一	生産体制再構築プロジェクト委員長
取締役	鈴木 智子	鈴木智子公認会計士事務所 代表 特定非営利活動法人ポジティブプラネットジャパン 監事 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ 監事 いちごホテルリート投資法人 監督役員
取締役 (常勤監査等委員)	山本 精一郎	
取締役 (監査等委員)	石川 博康	アーク法律事務所代表弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー社外監査役
取締役 (監査等委員)	永島 恵津子	公認会計士永島会計事務所 代表 住友ベークライト株式会社 社外監査役 株式会社ファルコホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役鈴木智子氏並びに取締役(監査等委員)石川博康氏及び永島恵津子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役鈴木智子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)永島恵津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役鈴木智子氏並びに取締役(監査等委員)石川博康氏及び永島恵津子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山本精一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 代表取締役副社長執行役員三國恵藏及び取締役(監査等委員)小島一夫の両氏は、2020年6月25日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

7. 当社は業務執行機能を充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化するため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼任者を除く執行役員5名の氏名及び役職等は次のとおりです。

坂本良雄	営業統括 イカリソース株式会社取締役
武市雅之	サンフーズ株式会社代表取締役社長
浅倉 貴	海外事業推進室長 富留得客食品（上海）有限公司董事
鈴木美奈子	業務用推進部長 イカリソース株式会社執行役員
松田佳隆	名古屋支店長

なお、当社では2021年4月1日付の異動で、取締役及び執行役員は次のとおりとなりました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石 垣 幸 俊	イカリソース株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	佐 藤 貢 一	生産体制再構築プロジェクト委員長
取締役	鈴 木 智 子	鈴木智子公認会計士事務所 代表 特定非営利活動法人ポジティブプラネットジャパン 監事 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ 監事 いちごホテルリート投資法人 監督役員
取締役（常勤監査等委員）	山 本 精 一 郎	
取締役（監査等委員）	石 川 博 康	アーク法律事務所代表弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー社外監査役
取締役（監査等委員）	永 島 恵 津 子	公認会計士永島会計事務所 代表 住友ベークライト株式会社 社外監査役 株式会社ファルコホールディングス 社外監査役
執行役員	坂 本 良 雄	営業統括兼物流部担当 イカリソース株式会社取締役
執行役員	武 市 雅 之	サンフーズ株式会社代表取締役社長
執行役員	浅 倉 貴	海外事業推進室長 富留得客食品（上海）有限公司董事
執行役員	鈴 木 美 奈 子	経営企画室担当兼総務人事担当兼経営企画室長 イカリソース株式会社執行役員
執行役員	松 田 佳 隆	業務用推進部担当
執行役員	柴 崎 強	経理財務部担当兼システム開発部担当兼経理財務部長
執行役員	佐 伯 舞	商品企画部担当兼研究開発部担当兼商品企画部長
執行役員	長 幸 三	品質管理部担当兼原料調達部担当兼鳩ヶ谷工場担当兼館林工場担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

取締役鈴木智子氏並びに取締役（監査等委員）石川博康氏及び永島恵津子氏は当社と補償契約を締結しており、その職務の執行に関し、法令違反を疑われ、またはその責任追及を受けたことにより要する費用や第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における、当該損害を賠償することにより生じる損失等を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 役員等の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2020年3月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は、「役員報酬は持続的な企業価値向上を動機づけるものとし、役割責任や業績を適切に反映させる」というものであります。決定方針によれば、役員等の報酬等は中長期にわたる企業価値向上という使命にインセンティブとして有効に機能すべきものであり、役員等の役割と責任、業績に報いるものとし、優秀な人材を確保する観点からも一定の水準を満たすこととしております。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬総額の上限及び監査等委員である取締役全員の報酬総額の上限は株主総会の決議によって決定いたします。

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、変動報酬（社外取締役を除く。）で構成され、役員報酬規程、株式交付規程に基づいて算出し、社外取締役2名と社長執行役員1名で構成される報酬委員会（任意。以下「報酬委員会」といいます。）の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。なお、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬と変動報酬の割合はおおよそ7：3を目安としております。
- （i）固定報酬は、取締役基本報酬として、取締役の役位に応じて設定しております。
- （ii）変動報酬として、業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）があります。
- ハ 執行役員（取締役兼務執行役員を含む。）の報酬は、固定報酬、変動報酬で構成され、役員報酬規程、役員賞与支給内規に基づいて算出し、報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。なお、取締役兼務執行役員の当該報酬を含めて、上記イの取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬総額の上限の範囲内に収まるよう決定しております。
- （i）固定報酬は、執行役員基本報酬として、執行役員の役職位別の最低保障額と最高限度額を定め、その範囲内で目標達成度により設定しております。
- （ii）変動報酬として、役員賞与と執行役員業績株価連動報酬があります。
- 二 取締役及び執行役員の変動報酬（役員賞与、業績連動型株式報酬、執行役員業績株価連動報酬）の詳細は下記のとおりです。
- （a）役員賞与
- 役員賞与の支給総額は、連結営業利益が期初の公表連結営業利益を上回る部分の50%とし、1億円を上限としております。ただし、その上回る部分の金額が5百万円未満の場合は支給しないこととしております。また、取締役である執行役員に対する役員賞与の支給総額は、株主総会で決議された報酬等の限度額から、当事業年度に支給された固定報酬の総額を減じた金額を上限とし、役職位に応じて配分いたします。
- 役員賞与の支給の有無及び支給総額は毎年4月の取締役会で決定し、連結営業利益確定日の翌日から1か月以内に支給することとしております。

役員賞与の支給総額を全執行役員のポイント合計で除した金額に、役職位別ポイントを乗じて各人に配分しております。役職位別ポイントは以下のとおりであります。

なお、業績指標として連結営業利益を選定した理由は、取締役が果たすべき業績責任を測る上で最も適切な指標の一つであり、より高い連結営業利益水準の達成を目指すことで、持続的成長と企業価値向上を図るためであります。なお、連結営業利益の実績は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

代表取締役 社長執行役員	代表取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	常務執行役員	執行役員
10	8	7	6	5	4

(b) 業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。なお、本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益期初目標の達成率であります。当該業績指標を選定した理由は、取締役が果たすべき業績責任を測る上で、連結営業利益期初目標の達成率は最も適切な指標の一つであり、より高い連結営業利益水準の達成を目指すことで、持続的成長と企業価値向上を図るためであります。なお、当事業年度において、業績指標として使用した連結営業利益期初目標の達成率は、107.6%であります。

(c) 執行役員業績株価連動報酬

役員報酬BIP信託の対象者である取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）を除いた執行役員を対象に、各事業年度の連結営業利益期初目標の達成率に基づいてポイントを付与し、退任日直前の事業年度末日における会社株価の終値にて業績株価連動報酬の支給を行います。

本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益期初目標の達成率であり、その選定理由及び実績は上記（b）のとおりであります。

ホ 監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬とし、監査等委員の協議により決定します。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動型報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	131,583 (3,600)	84,600 (3,600)	25,083 (—)	21,900 (—)	9,595 (—)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26,580 (9,300)	26,580 (9,300)	—	—	—	4 (3)
計 （うち社外取締役）	158,163 (12,900)	111,180 (12,900)	25,083 (—)	21,900 (—)	9,595 (—)	8 (4)

- (注) 1. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額）は、3億円であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（監査等委員である取締役を除く。）であります。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行うため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。さらに社外取締役3名で構成される監査等委員会は、取締役会において決定された各取締役の報酬が、取締役の報酬の決定方針に基づいているか等の観点から検討を行い、報酬決定に係る手続は適正であり、決定された報酬額も妥当であると判断しております。
2. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬限度額（年額）は、5千万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
3. 業績連動型報酬25,083千円は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名に対しての役員賞与11,347千円、2020年6月25日に退任した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）1名に対しての株式交付規程に基づく役員報酬BIP信託13,736千円（うち、非金銭報酬等9,595千円）の支給であります。
4. 上記の他、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名に対して、業績連動型株式報酬として、株式交付規程に基づき役員株式給付引当金繰入額9,494千円を計上しております。この業績連動型株式報酬制度については、2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において、上記（注）1.に記載の報酬限度額とは別枠で決議をいただいております。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年6月25日に退任した取締役2名を含んでいるためであります。

(6) 社外役員等に関する事項 (2021年3月31日現在)

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況
社外取締役	鈴木 智子	13/13回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会13回中13回出席し、公認会計士として、また特定非営利活動法人での業務や投資法人での職務執行の監督経験などにより培ってきた企業経営や財務及び会計の専門的見地から、経営上有用な助言・提言を行っております。また、経営会議等の重要な会議に参加し、必要に応じて有用な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	石川 博康	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬委員会の委員として、当年度開催の報酬委員会3回中3回出席し、取締役の報酬等の額及び体系等について審議・検証を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	永島 恵津子	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬委員会の委員として、当年度開催の報酬委員会3回中3回出席し、取締役の報酬等の額及び体系等について審議・検証を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,800

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区別しておらず、かつ実質的にも区分することができないため、上記の金額については、これらの合計額を記載しております。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 監査等委員会は、会計監査人から提出された当事業年度の監査計画における監査予定時間、監査体制、業務内容等について、過年度の監査計画との比較及び活動実績結果の評価、会計監査人の職務の遂行状況等を検証した結果、監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性及び専門性等に疑義が生じる事由が発生し、会計監査人の職務の適切な遂行が困難であると認められる場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針です。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針を、以下のとおり制定しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた取締役会規則をはじめとする取締役または取締役会に係る諸規程、業務運営ルール及び関係会社管理規程に従い、取締役の職務を執行し、以て当社及び当社グループのコンプライアンス体制の確立を図る。

取締役は、業務執行上、法令定款に違反するような事実を発見した場合には、遅滞なく代表取締役社長執行役員に対して報告するとともに、直近に開催される取締役会または経営会議においてこれを報告する。またこの場合には、当該取締役は、速やかにこれを監査等委員会に対して報告する。

当社及び当社グループは、社会の一員として市民社会や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引等一切の関係を遮断するとともに、外部の専門家と緊密な連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及びその指揮・監督の下で当社の業務執行を行う執行役員及び使用人による職務執行に関する情報について、文書管理規程及び情報管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記載または記録して作成し、これらの記録を取締役会及び監査等委員会が定めた役員に関する諸規程に従い、保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの危機管理のための総合的な施策及び体制の維持及び改善を目的とした危機管理規程に従いリスク管理を統括する責任者を任命し、危機管理委員会を設置すること等により、リスクの現実化を未然に防止すべく、全社的な体制で対応する。

リスク管理を統括する責任者及び危機管理委員会は、危機管理のための総合的な施策並びに体制の維持、及び改善の検討を行って、想定されるリスクの現実化を防止する。

上記防止措置にもかかわらず、想定されていたリスクまたは想定されていなかったリスクが現実化した場合には、危機管理規程に基づき臨時に設置される社長執行役員を本部長とする緊急対策本部が

危機管理体制を統括し、緊急対策本部員を指揮・監督して現実化したリスクの危機管理を迅速且つ適切に行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定のスピード化に対応するため、業務執行に関する基本事項を審議するほか、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化するため、執行役員制度を導入している。また業務執行上の重要事項の報告、及び経営に関する事項を協議する経営会議を原則として週1回以上開催して業務執行に関する基本的事項の意思決定を機動的に行う。

また、取締役会において中期経営計画及び単年度の事業計画を立案及び策定することにより、全社的に共有化される目標を設定し、それらの進捗状況について、取締役会で定期的にレビューを行い、効率的な業務運営を推進する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、組織規程により業務分掌、職務権限等を明確に区分して規定するとともに、行動規範及び業務運営ルールの制定並びにコンプライアンスに関する研修等によって、執行役員及び使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を行い、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを推進する。

また、内部監査規程に基づき、社長執行役員直轄の監査室が、期初に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果を社長執行役員及び取締役会並びに監査等委員会に報告する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役は、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等との情報交換その他の連携体制を強化するとともに、子会社における業務の適正を確保する関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の執行について報告させる。また、同規程に基づき当社経営企画室が当社グループを統括し、当社監査等委員会及び監査室による内部監査を通じたモニタリングを行うことによって、子会社の取締役及び使用人の職務の執行についてコンプライアンスの確立及びリスクの適切な管理、対応等を推進する。

当社グループは、業務に係るリスクを洗い出し、グループ全体で危機発生時の対応に関する規程その他を整備する。

また、当社グループは、経営環境の変化に機動的に対応するための重要課題を抽出し、グループ各

社の効率的な業務の執行に努める。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の求めに応じて配置する。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する場合には、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、その報酬、人事異動、並びに職務権限等についての決定は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との間で協議する。

また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指示に従い職務に当たる。

⑨ 当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議に出席できるものとし、取締役から会社の業務執行に関する重要事項（内部監査の実施状況を含む。）について、適時に報告を受けられる体制をとり、稟議書・決裁書その他の重要な資料を閲覧できるものとする。また、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人は、取締役、執行役員または使用人の不正行為または法令・定款違反行為、会社に損害を及ぼすおそれのある事項その他当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に対して報告する。監査等委員会が必要と判断したときは、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨を当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手續その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用を請求した場合、また、弁護士、公認会計士

及び税理士等の外部の専門家を利用するための費用の支出を求める場合は、職務の執行に必要でない
と認められる場合を除き、当該費用を速やかに支給する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長執行役員との間で定期的な意見交換のための会合を行うとともに、
会計監査人とも定期的に会合を行い、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、
監査上の重要課題等について意見を交換する。

さらに、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査を担当する監査室並びに弁護士、公認会計士、及
び税理士等の外部の専門家との間で連携を図り、より効率的且つ効果的な監査を行う体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針に係る運用状況
の概要については、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を月1回以上計13回開催し、事業計画の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次業
績の分析・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務適正性の観点から審議いたし
ました。
- ② 業務執行機能の強化及び機動性の確保のため委任契約型の執行役員制度を導入しており、業務執
行取締役及び執行役員で構成される経営会議を原則週1回開催して活発な意見交換を行い、取締
役会議に先立ち、重要案件等の一定の事項について適時適切な意思決定を行っております。
- ③ 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等重要な社内会議への
出席や稟議書・決裁書等の閲覧の結果について共有するとともに、業務及び財産の状況の監査、取
締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査等委員会は、
会社の監督機能を担う独立機関として、代表取締役社長執行役員及び会計監査人と定期的に会合し、
内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 監査等委員は、社長執行役員直轄の内部監査部門の監査結果を閲覧するほか、内部監査部門と情
報交換を実施する等連携を深め、監査の実効性を高めております。
- ⑤ 子会社における業務の適正を確保する関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の執行につ
いては、経営企画室が当社グループを統括し、監査等委員会及び監査室による内部監査を通じてモニ
タリングを行っております。

- ⑥ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制監査委員会が策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑦ 危機管理委員会は、新型コロナウイルス感染拡大や大規模自然災害、製品の欠陥のリスクに対する初動体制や連絡体制を整備し、より適切なリスク管理体制の強化に努めました。
- ⑧ インサイダー取引等コンプライアンスに関する社内研修・教育を当社グループ全体で実施し、特に反社会的勢力に対する対応については、実践的教育とともに暴力団排除条項の導入と反社会的勢力属性調査を徹底しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株式の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 i. の企業価値向上への取組み、及び、下記 ii. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記①のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられます。したがって、これらの取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に資するものであると考えております。

i. 企業価値向上への取組み

当社は、1902年の創業以来、110有余年のウスターソースの製造、1951年の「とんかつソース」、1966年の「中濃ソース」の発売等を通じて培ってきた信頼とブランド力を基盤として、家庭用ソースの需要拡大と市場の活性化に努めるとともに、ソースメーカーNo.1のプレゼンスを確立することを目指し、経済的価値を伴うブランド力のより一層の向上に努めてまいりました。また、生産工程の見直し等により生産効率を向上させるとともに、事業構造の改革をさらに進め、経営体質の強化及び基盤事業の収益力の向上を図っております。

当社グループは2020年度からスタートした第10次中期経営計画において、「資本・財務戦略 Brush Up」として資金循環の活性化、「生産体制 Brush Up」として生産性向上に向けた大型投資、「マーケティング Brush Up」として未開拓・手薄領域へのチャレンジという3つの基本方針を掲げ、グループの経営資源とヒューマンリソースを投入し、新たなステージへ向け、更なる企業価値の向上へと動き始めました。初年度である2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や外食機会の減少に伴い、マーケティング戦略を家庭用商品強化に変更し、ご家庭で楽しめる「だし香るおうちで本格お好み焼材料セット」を緊急発売するなど、市場環境の変化に迅速に対応してまいりました。また、2月には、新スパイスと和の旨み、さわやかな酸味が特徴の新しいソース、「ブルドック」ソース」を発売いたしました。

当社は、今後も引き続き、これらの取組みを通じて、ソース類の製造販売事業のプロフェッショナルとして、お客様にとって「安全・安心・信頼」の商品づくりに取組み、企業価値ひいては株主

の皆様の共同の利益の向上に最善の努力を尽くしてまいります。

ii. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を向上させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、そのため経営環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムの構築をしております。さらに企業倫理の徹底を行動規範として掲げ、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じて全社的な活動を展開するとともに、リスク発生を想定した緊急対応システムやリコールプランを制定するなど、安全で安心な商品を提供するためのリスク管理体制の整備も行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は、執行役員制度を導入し、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化してまいりました。また、2018年12月21日には、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの改訂に対応して、当社は、2015年11月20日に策定した「コーポレート・ガバナンス方針」を改正・開示し、その後も随時改正・開示を行い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

さらに、当社は、2016年6月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会の過半数は独立社外取締役で構成され、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実とより透明性の高い経営の確保に努めております。2020年6月25日には、監査等委員である取締役を含め、当社取締役6名のうち3名が独立社外取締役となり、取締役会の半数が独立社外取締役で構成されております。

上記に加えて、当社は、2020年4月1日に、役員報酬の評価・決定プロセスを、より客観性・透明性のある手続に従い行うことで、監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の報酬委員会を設置いたしました。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に

必要な期間の確保を求めするために、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。また、2019年6月26日開催の当社第94回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案については、株主の皆様のご承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、当該要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記①に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本対応方針の有効期間は、2022年6月開催予定の当社第97回定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ掲載の2019年5月14日付プレスリリース「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（URL：https://www.bulldog.co.jp/company/pdf/190514_3_etc.pdf）をご参照ください。

④ 上記②及び③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

次に、上記③の取組みとして導入を決定した本対応方針は、必要な情報の事前の提供と大規模買付行為の内容の評価・検討等に必要な期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記③の取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため

の取組みであります。

また、本対応方針に基づく対抗措置の発動等についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か等の判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重することとしており、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(2)事前開示・株主意思の原則、(3)必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。以上のとおり、本対応方針については、その公正性・合理性を確保するための制度及び手続が定められております。

このように、上記③の各取組みも、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様への共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の増大化と株主の皆様への適切な利益還元を図ることによって、会社及び株主の皆様への利益の最大化を達成することを基本としております。この基本方針に基づき、利益配分につきましては、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも、事業戦略実行のための適切な内部留保と株主の皆様への安定的な配当の維持を両立させることを前提に、収益に応じた適切な配当を行ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益（円単位）及び1株当たり純資産額（円単位）につきましては、小数以下第3位を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,979,641
現金及び預金	4,870,061
受取手形及び売掛金	4,261,913
商品及び製品	593,643
原材料及び貯蔵品	139,620
仕掛品	18,386
その他	96,015
固定資産	16,826,336
有形固定資産	7,711,112
建物及び構築物	2,477,079
機械装置及び運搬具	2,083,123
土地	2,784,260
建設仮勘定	227,700
その他	138,949
無形固定資産	33,127
投資その他の資産	9,082,095
投資有価証券	8,249,289
繰延税金資産	153,326
その他	687,759
貸倒引当金	△8,280
資産合計	26,805,978

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,970,932
支払手形及び買掛金	1,458,530
電子記録債務	332,102
短期借入金	30,000
1年内返済予定の長期借入金	151,548
未払法人税等	194,310
未払費用	1,158,710
賞与引当金	212,730
その他	432,999
固定負債	2,290,018
長期借入金	306,650
繰延税金負債	1,013,430
退職給付に係る負債	852,417
役員株式給付引当金	32,320
執行役員退職慰労引当金	51,859
長期未払金	15,500
その他	17,841
負債合計	6,260,951
純資産の部	
株主資本	18,170,607
資本金	1,044,378
資本剰余金	2,564,860
利益剰余金	15,201,173
自己株式	△639,804
その他の包括利益累計額	2,374,419
その他有価証券評価差額金	2,345,879
退職給付に係る調整累計額	28,539
純資産合計	20,545,027
負債及び純資産合計	26,805,978

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	17,708,524
売上原価	8,675,342
売上総利益	9,033,182
販売費及び一般管理費	8,312,123
営業利益	721,058
営業外収益	314,769
受取利息	124
受取配当金	195,588
投資有価証券売却益	109,538
その他	9,518
営業外費用	50,783
支払利息	4,076
支払手数料	41,000
保険解約損	4,788
その他	918
経常利益	985,044
特別利益	11,046
関係会社清算益	11,046
特別損失	3,859
固定資産除却損	2,974
投資有価証券評価損	885
税金等調整前当期純利益	992,231
法人税、住民税及び事業税	328,659
法人税等調整額	△30,374
当期純利益	693,946
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	693,946

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,044,378	2,564,860	14,982,976	△653,499	17,938,715
当期変動額					
剰余金の配当			△475,749		△475,749
親会社株主に帰属する当期純利益			693,946		693,946
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分				13,736	13,736
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	—	218,196	13,695	231,892
当期末残高	1,044,378	2,564,860	15,201,173	△639,804	18,170,607

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,882,601	△11,980	1,870,621	19,809,336
当期変動額				
剰余金の配当			—	△475,749
親会社株主に帰属する当期純利益			—	693,946
自己株式の取得			—	△40
自己株式の処分			—	13,736
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	463,278	40,520	503,798	503,798
当期変動額合計	463,278	40,520	503,798	735,690
当期末残高	2,345,879	28,539	2,374,419	20,545,027

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

会社の名称

イカリソース株式会社

株式会社Bullフーズ

サンフーズ株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社名

富留得客食品（上海）有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

なお、非連結子会社であった富留得客（北京）商貿有限公司は、2020年10月12日に清算しました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法の適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

上記の1.(2)に記載した非連結子会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
機械及び装置	10年

②無形固定資産（リース資産を除く。）

ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④執行役員退職慰労引当金

執行役員業績株価連動報酬制度規程に基づく当社の執行役員（取締役兼務執行役員は除く。）への慰労金の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(未払販売促進費)

一部の連結子会社は、販売促進費について、販売促進費の対象となっている売上高に合理的に算定した販売促進費率を乗じた金額(208,162千円)を未払費用に計上しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。)を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において169,074千円、167千株であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,652,209千円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	87,417千円
土地	127,800千円
計	215,217千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	30,000千円
1年内返済予定の長期借入金	31,548千円
長期借入金	76,650千円
計	138,198千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 13,954,880株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	237,875千円	17円50銭	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月20日 取締役会	普通株式	237,874千円	17円50銭	2020年9月30日	2020年12月1日

(注) 1. 2020年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金3,167千円が含まれております。

2. 2020年11月20日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金2,929千円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月25日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 237,874千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 17円50銭
- ④基準日 2021年3月31日
- ⑤効力発生日 2021年6月28日

(注) 2021年6月25日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金2,929千円が含まれております。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ソース類の製造及び販売事業を行っており、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

- ②市場リスク（株価、為替及び金利等の変動リスク）の管理
 投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
- ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照してください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,870,061	4,870,061	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,261,913	4,261,913	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,153,859	7,153,859	—
資産計	16,285,834	16,285,834	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,458,530	1,458,530	—
(2) 電子記録債務	332,102	332,102	—
(3) 短期借入金	30,000	30,000	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	458,198	453,610	△4,587
負債計	2,278,830	2,274,243	△4,587

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金
 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金
 受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
 株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 短期借入金
 これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）
 元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,095,430

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
(1) 現金及び預金	4,870,061
(2) 受取手形及び売掛金	4,261,913
(3) 投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	9,131,975

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	151,548	148,548	104,748	41,744	8,120	3,490
合計	151,548	148,548	104,748	41,744	8,120	3,490

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,530円31銭

1株当たり当期純利益 51円71銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は171千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は167千株であります。

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,089,362	流動負債	2,624,484
現金及び預金	4,262,408	買掛金	914,649
売掛金	3,084,259	電子記録債務	332,102
商品及び製品	442,975	1年内返済予定の長期借入金	60,000
原材料及び貯蔵品	95,685	リース債務	8,598
仕掛品	11,138	未払金	339,140
前払費用	43,225	未払費用	604,983
短期貸付金	100,000	未払法人税等	164,125
未収消費税等	23,994	賞与引当金	180,435
その他	25,675	預り金	11,144
		その他	9,305
固定資産	15,974,507	固定負債	1,832,733
有形固定資産	6,082,400	長期借入金	80,000
建物	1,903,662	リース債務	8,452
構築物	318,913	繰延税金負債	994,282
機械及び装置	1,683,230	退職給付引当金	647,989
車両運搬具	0	役員株式給付引当金	32,320
工具、器具及び備品	92,447	執行役員退職慰労引当金	51,859
土地	1,854,460	長期未払金	15,500
建設仮勘定	216,700	その他	2,328
その他	12,986		
無形固定資産	32,987	負債合計	4,457,217
電話加入権	3,165	純資産の部	
ソフトウェア	26,979	株主資本	17,283,793
リース資産	2,842	資本金	1,044,378
投資その他の資産	9,859,119	資本剰余金	2,564,860
投資有価証券	8,175,508	資本準備金	2,564,860
関係会社株式	162,500	利益剰余金	14,314,359
関係会社出資金	100,000	利益準備金	261,094
従業員に対する長期貸付金	9,455	その他利益剰余金	14,053,265
関係会社長期貸付金	873,000	固定資産圧縮積立金	759,913
長期前払費用	65,287	別途積立金	11,470,000
差入保証金	41,845	繰越利益剰余金	1,823,352
役員に対する保険積立金	437,443	自己株式	△639,804
その他	2,360	評価・換算差額等	2,322,858
貸倒引当金	△8,280	その他有価証券評価差額金	2,322,858
資産合計	24,063,870	純資産合計	19,606,652
		負債及び純資産合計	24,063,870

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,041,486
売上原価	6,368,024
売上総利益	5,673,462
販売費及び一般管理費	5,065,704
営業利益	607,758
営業外収益	350,144
受取利息	11,976
受取配当金	194,632
投資有価証券売却益	109,538
その他	33,997
営業外費用	48,037
支払利息	1,641
支払手数料	41,000
保険解約損	4,788
その他	608
経常利益	909,864
特別利益	11,046
関係会社清算益	11,046
特別損失	1,716
固定資産除却損	1,716
税引前当期純利益	919,194
法人税、住民税及び事業税	290,522
法人税等調整額	△17,021
当期純利益	645,693

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,044,378	2,564,860	2,564,860	261,094	766,094	11,470,000	1,647,226	14,144,415
当期変動額								
剰余金の配当				—			△475,749	△475,749
当期純利益				—			645,693	645,693
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分				—				—
固定資産圧縮積立金取崩				—	△6,181		6,181	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—				—
当期変動額合計	—	—	—	—	△6,181	—	176,125	169,944
当期末残高	1,044,378	2,564,860	2,564,860	261,094	759,913	11,470,000	1,823,352	14,314,359

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△653,499	17,100,154	1,862,679	1,862,679	18,962,834
当期変動額					
剰余金の配当		△475,749		—	△475,749
当期純利益		645,693		—	645,693
自己株式の取得	△40	△40		—	△40
自己株式の処分	13,736	13,736		—	13,736
固定資産圧縮積立金取崩		—		—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	460,178	460,178	460,178
当期変動額合計	13,695	183,639	460,178	460,178	643,818
当期末残高	△639,804	17,283,793	2,322,858	2,322,858	19,606,652

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～50年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員業績株価連動報酬制度規程に基づく当社の執行役員（取締役兼務執行役員は除く。）への慰労金の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において169,074千円、167千株であります。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,889,995千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	114,537千円
短期金銭債務	78,424千円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引	
営業収益	34,811千円
営業費用	818,130千円
営業取引以外の取引高	38,285千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	543,016株	34株	13,600株	529,450株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、役員報酬BIP信託の処分によるものです。
 3. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が167,400株含まれております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	198,414千円
賞与引当金	55,249
役員株式給付引当金	9,896
執行役員退職慰労引当金	15,879
未払事業税	13,206
長期未払金	4,746
投資有価証券評価損	93,560
その他	96,680
小計	487,633
評価性引当金	△136,753
繰延税金資産合計	350,879
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,009,794千円
固定資産圧縮積立金	△335,367
繰延税金負債合計	△1,345,162
繰延税金負債の純額	△994,282

VI. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イカリ ソース 株式会社	兵庫県 西宮市	350,000	ソース類の 製造販売	(所有) 直接 100.0	1名	資金の 回収	資金の 回収	100,000	短期 貸付金	100,000
										長期 貸付金	800,000
								利息の 受取	12,098	未収 利息	4,586

- (注) 1. 関連当事者との取引金額には消費税等を含んでおりません。
 2. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。
 また担保の受入はありません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,460円41銭
1株当たり当期純利益	48円11銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は171千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は167千株であります。

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

ブルドックソース株式会社

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	古 藤 智 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	井 上 道 明 ㊞
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルドックソース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の概観

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
 - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
 - 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
 - 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

ブルドックソース株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 古藤 智弘 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 井上 道明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認めらる。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
 - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、Web会議システムも活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

ブルドックソース株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 精一郎 ㊟

監査等委員 石川 博康 ㊟

監査等委員 永島 恵津子 ㊟

(注) 監査等委員 石川博康及び永島恵津子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場 ご案内図



帝国ホテル 光の間 (本館中2階)

東京都千代田区内幸町1-1-1

電話 03-3504-1111 (大代表)



交通

C	H	I	日比谷駅 A13出口	徒歩 1分
H	C		日比谷駅 A11出口	徒歩 3分
I			内幸町駅 A5出口	徒歩 3分
M	H	G	銀座駅 C1出口	徒歩 5分
JR			有楽町駅 日比谷口 中央口	徒歩 7分 徒歩 7分

路線マーク一覧

C 千代田線 **H** 日比谷線 **I** 都営三田線
M 丸ノ内線 **G** 銀座線

左記は、出口から会場(正面入口)までの所要時間です。
改札口から出口までの時間は考慮しておりませんので、
ご注意くださいようお願い申し上げます。



⚠️ 注意事項

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会のお土産は
ご用意しておりませ
ん。あらかじめご了
承くださいますよう
お願い申し上げます。

お問い合わせ先
ブルドックス株式会社 総務人事部
電話 03-3668-6811



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。